右

第二千八百七十五号

平成十九年

十二月二十六日

青森				
県福祉(規	目		
のまちづく	則	次		
くり条例に		ı	ı	
施行規則				
青森県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規				
改正する				
規				
				- J-k
				水曜日

則 示 (障害福祉課) ...

図書類の指定...... 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる

事業の廃止の届出...... 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス 保高 険福 課祉 : =

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援

介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防 事業の廃止の届出..... 同

サービス事業の廃止の届出.....(同 ≕.

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正. (水産振興課) ...

建設業者の許可の取消し...... 局域 局域 :

県下県中 民地

:

Ħ.

選挙管理委員会

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙運動費用収

支報告書の要旨...... 事 務

局 ::

Ħ.

人事委員会

人事委員会規則七 — 九 (給料の調整額)の一部を改正す

る規則..... (職

員 課

則

規

青森県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県規則第百六号

青森県福祉のまちづくり条例施行規則 (平成十一年三月青森県規則第四十七号) の 青森県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 別表第一第一号の三の1中「第八十二条の二」を「第百二十四条」に、「第八十三

条第一項」を「第百三十四条第一項」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

示

青森県告示第八百六十八号

껃

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条

平成十九年十二月二十六日

第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

青森県知事 Ξ 村 申 吾 活津 協軽 同保

組健

合生

五丁目二の二

町

訪問看護

なテ訪活津み一問協軽おシ看同保

かヨ護組健ンス合生

五 浪岡字浅井二〇 大字

元

名

指

会療

法

人白

町五 一川の原

六市字旭

訪問

介護

ンスム白テへ生

四金五 山所

シパホョート

学川竹原

崎市 二大五字

÷

≕ \equiv

会医

療

法

信社

泉会

会福

マ 森 株 式 会 社 え え れ 青

のツ

貸福 与祉

業サマ森株 部 ビンジシ ス介え 事護ス 書護ス

五役字上林一二の

元平

·i成

用 具 氏名

称

又

名は

所在地又は住宅

所の

名

称

所

在

地

年廃 月"日止

類 ビ居 ス の 種

指定居宅サー

ビス事業者

事居宅サーご

業を行う

二 三 三 三 三 三 三 三 三 三 二 二 二 二	三売三	三克三	1三九三()	番指 号定
			書籍	種 別
一月号 一月号 日刊裏モノJAPAN	一月号 〇九六五七 一月号	一月号 ○九六六三一月号	二〇〇七・一二 一五四〇	名
〇 五 一	七 〇 一	三 熱 〇 一	_ _ _	称
鉄人社	水社	セブン新社	スコラマガジ	(製作者)名
		項第一号該当	全森	該当条項

青森県告示第八百六十九号

サ 条第二号の規定により公示する。 介護保険法 ビス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、 (平成九年法律第百二十三号) 第七十五条の規定により、 次の指定居宅 同法第七十

業和同知

組市

合農

番町四の二八十和田市西十二

販福与祉介訪訪 売祉、用護問問 用特具、入介 具定貸福浴

ずシル市 J なョプホ A 」ンスー十 「テム和 きーへ田

六和の世

五市

一東

11

番

業十協和 同日

組市

合農

番和四個

|| 一方 || 一方

通所介護

ー「きずん」 トライナリー トライナリー トライナル田田

六和の田

五市

-東

番

11

人社 信会 泉福

会祉

六内十 字和 長田 田市

六大〇字 の洞

訪問看護

せせらぎ ン ション

六内十 字和 長田十

六大〇字

の洞

人社会泉福

会祉

六 内字長田六〇の 十和田市大字洞

養期ョリ所介訪訪 介入ンテリ護問問 護所、「ハ、入 療短シビ通浴

だ健介

||施設とわけ

六 内字長田六○6 六

の洞

法

平 成十九年十二月二十六日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

青森県告示第八百七十号

介護支援事業者から居宅介護・ 五条第一 介護保険法 一号の規定により公示 (平成九年法律)

-成十九年十二月二十六1

テン事業析 申 吾	56〜蒦友爰事業を5つ事業近	青森県知事
申	う	≡
	業 近	村
吾		申
		吾

定居宅介	1定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	業を行う事業所	
称	所 在 地	名称	所 在 地	年 月 日
法人仁桂	目六の二三八戸市根城四丁	支援事業所さくら居宅介護	目一〇の一二八戸市根城三丁	元平 一0·二0 二0
会福祉法人	六 内字長田六〇の 十和田市大字洞	設とわだ 介護老人保健施	六 内字長田六〇の 十和田市大字洞	九・ ・三0

協同組合市 農業 番町四の二八十和田市西十三 所「きずな」「A十和田市居 町十 六の五市 東 番 11

青森県告示第八百七十一号

同法第百十五条の九第二号の規定により公示する。 介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の五の規定により、 次の指定

平成十九年十二月二十六日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

	人社 信会 泉福	人社 信会 泉福	活津 協軽	氏名	毒北
協和 同田 組市 合農	泉福会社法	泉福会社法	同保 組健 合生	称 又 名は	事指定介護予防
番町四の二八 の二八三 に の二八三	六 内字長田六〇の の の	六 内字 長田 市大字 洞	五丁目二の二の二の二町	所在地又は住所主たる事務所の	学院サービス 者
通介 所護 介護防	訪介 問護 看予 護防	養期護ョリ所護介訪介訪介 介入予ンテリ予護問護問護 護所防、一八防、入予 療短介シビ通介浴防護防	訪問 問 看 護 防	の 種 類 と	か介護 ご予 な防
ビディイナー スセサー エンター	せせらぎ ン ション	だ健介 施護 設 と 人 わ保	なテ訪活津 みーシ看間同保 かョ護組保 ンス	名称	行護予防#
町六の五一十和田市東一番	六字長田六〇の	六 内字 長田 六 〇 の 洞	五浪岡字浅井二〇	所 在 地	事業所
<i>II</i>	"	一九・一・三 0	元平 <u>∸</u> 成 ≞	年月日	廃止

業協同組合 番町四の二八の二八三 販福介与祉護介訪介訪介 売祉護、用予護問護問護 用予特具防、入予介予 具防定貸福介浴防護防 ずシル市 J なョプホ A 」ンスー十 「テム和 きーへ田 町六の田市 -東 番 "

青森県告示第八百七十二号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号 (漁業災害補償法による加入区の設 の一部を次のように改正し、平成二十年一月一日より適用する。

平成十九年十二月二十六日

青森県知 事 Ξ 村 申 吾

を「竜飛今別第一加入区」に、 浦町第二加入区」 別町東部加入区」を「竜飛今別第三加入区」に改める。 「旧竜飛漁業協同組合」 ー の 2 中 の 1中 「岩崎村加入区」を 「竜飛加入区」 に、「大戸瀬加入区」を「新深浦町第三加入区」 ĺĆ を「竜飛今別第一加入区」 「今別町西部加入区」を「竜飛今別第二加入区」 「竜飛漁業協同組合」を「旧竜飛漁業協同組合」 「新深浦町第一加入区」 ĺĆ ľ 「竜飛漁業協同組合」 「舻作加入区」 اثر 「竜飛加入区 を に、「今 ľ を

二の表外ヶ浜第四区域の項の次に次のように加える。

「今別町東部加入区」

を「竜飛今別第二加入区」に改める。

竜飛今別漁業協同組合の竜飛今別第三区域	砂ケ森の区域地区のうち、今別町大字地区のうち、今別町大字・電飛今別第二区域	奥平部の区域地区のうち、今別町大字も飛今別漁業協同組合の竜飛今別第一区域
1	1	1
総トン数十トン未満の漁船により行う漁業	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業	底建網漁業

				項				
区域が大学沢辺の地区のうち、大字沢辺の新深浦町漁業協同組合の新深浦町第四区域	び大字舻作の区域地区のうち、大字月屋及新深浦町漁業協同組合の新深浦町第三区域	区域のうち、大字驫木の新深浦町第二区域	新深浦町第一区域 新深浦町第一区域 を が を が を が で の うち、大字風合瀬 を で の うち、大字柳田、 で の うち、大字柳田、 で の うち、大字柳田、 で の うち、大字柳田、 で の うち、大字柳田、 で り の うち、大字、 の うち、大字、 の うち、大字、 の うち、大字、 の うち、大字、 の うち、 うち、 うち、 うち、 うち、 うち、 うち、 うち、 うち、 うち、	一の表赤石水産区域の一の表かりの表の別の表の別の表の別の表の別のではの	字三厩龍浜の区域字三厩龍浜の区域字三厩龍浜の区域	三厩元神、字三厩鳴神、地区のうち、外ヶ浜町字・一大ヶ川ので、外ヶ浜町字・一大ヶ川でので、外ヶ浜町字・一大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・	別及び大字浜名の区域山崎、大字村元、大字今地区のうち、今別町大字竜飛今別漁業協同組合の竜飛今別第四区域	大泊の区域 ・大泊の区域
1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業	あって、主としてやりいか棒受網漁業1.総トン数十トン未満の漁船により行う漁業で	を使用してやりいかをとる漁業を併せ営む漁業る漁業と総トン数十トン以上の漁船により敷網船によりさし網を使用してたら又はめばるをと2 小型いかつり漁業と総トン数十トン以上の漁1 底建網漁業	5 1から4までに掲げる漁業以外の漁業 を併せ営む漁業 ひが小型定置漁業と底建網漁業 り行う漁業を併せ営む漁業 の行う漁業を併せ営む漁業 と たい・ぶり定置漁業及び底建網漁業と 2 たい・ぶり定置漁業及び底建網漁業 2 たい・ぶり 定置漁業 2 にいかつり漁業	の項の次に次のように加える。 項及び竜飛区域の項を削る。 一区域の項、今別町東部第二区域の項、今別町東部第三区域の	5 底建網漁業 4 小型定置漁業 イ 小型定置漁業 ル1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・	あって、1に掲げる漁業以外の漁2 総トン数十トン未満の漁船により漁業 1 総トン数十トン未満の漁船により	あって、1に掲げる漁業以外の漁業2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であって、主としていかつり漁業 1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業で	
六 五 四	⊒ = -	-	建设建		削のるっ			

新深浦町第五区域 1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業で 地区のうち、大字相崎の 地区のうち、大字月屋、 大字船崎、大字正道尻、大字ล崎、大字正道尻、大字ล崎、大字正道尻、大字書崎で、大字月屋で 大字前の区域 1 たい・ぶり定置漁業 をおいたがり定置漁業で をおいたがり定置漁業で をおいたがり定置漁業で

る。 二の表大戸瀬第一区域の項、大戸瀬第二区域の項及び岩崎区域及び舻作区域の項を

四の2中今別町西部加入区の項を次のように改める。

大字村元、大字今別及び大字浜名の区域竜飛今別加入区 竜飛今別漁業協同組合の地区のうち、今別町大字山崎、

公

쑏

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十九年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 白取工務店

二 氏名 白取 俊明

主たる営業所の所在地を南津軽郡藤崎町大字富柳字福岡三三五の二

許可番号 青森県知事許可 (般 一五) 第一六五八二号

4 取消年月日 平成十九年十二月十日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

兀

五

より確認

七

取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。平成十九年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり)

平成十九年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申

吾

商号又は名称 株式会社工藤建機

代表者の氏名 工藤 隆

主たる営業所の所在地がつ市大字奥内字今泉一〇六の

取消しに係る建設業の許可 取消年月日 平成十九年十二月十一日

しゆんせつ工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。平成十九年十二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

選挙管理委員

青森県選挙管理委員会告示第百十七号

平成十九年十二月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能

人

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成19年7月29日執行参議院青森県選挙区選出議員選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額

0

(法定選挙運動費用額)

39, 178, 400円

3 報告書の要旨

社会民主党東北		(氏名・団体名)	主たる寄附	収入	出納責任者氏名	氏 名	候補者	
東北]体名)	+		f氏名 三上	(及22 · 天)多	本本 本本	
政		(職業)			上 武志	刀/周元が		
1, 800, 000	田	(寄附額)				生长人土光	4个日个4	
選挙事務所費	家屋費	人件費) 注		平成19年	開開	
「費 700,000	750, 865	1,000,000	田		9月19日まで第1回分	6月20日から 6日19日から		

第1回報告分	Ш	平成19年8月13		報告書受理年月日
3, 780, 037	**************************************	4, 800, 000		* 計
0	前回計	0		前回 計
3, 780, 037	今回 計	4, 800, 000		今回 計
		0		その他の収入
		0	件	その色の哲院
125, 936	推費			
130, 005	休泊費			
181, 067	食糧費			
44, 769	文具費			
193, 200	広告費			
737, 100	印刷費			
247, 940	交通費			県連合
369, 155	通信費	3,000,000	政党	社会民主党青森
50, 865	集合会場費			ブロック協議会
700,000	選挙事務所費	1, 800, 000	政党	社会民主党東北
750, 865	家屋費	田		
1,000,000	人件費	(寄附額)	(職業)	(氏名・団体名)
田				主たる寄附
	× H			\\\\ >

第1回報告分	ı			古子母总由子口口
12, 269, 109	%	12, 000, 000		뿌
0	前回計	0		前回 計
12, 269, 109	今回 計	12, 000, 000		今回 計
		7, 000, 000		その他の収入
		0	件	その他の寄附
454, 387	雑費			
801, 024	休泊費			
219, 351	食糧費			
165, 779	文具費			
1, 325, 111	広告費			
2, 614, 490	印刷費			
80, 578	交通費			
87, 283	通信費			第一支部
289, 840	集合会場費			県参議院選挙区
4, 286, 266	選挙事務所費	5, 000, 000	政党	自由民主党青森
4, 576, 106	家屋費	田		
1, 945, 000	人件費	(寄附額)	(職業)	(氏名・団体名)
田				主たる寄附
				以入
第1回分			千葉 敬一	出納責任者氏名
3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	成 1 9年 5 月 8 1 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	自由民主党	所属党派	氏名 山崎 力
	朔旧			

第2回報告分	第	0 ⊞	平成19年8月2	<u>\(\lambda \) \(\lambda \) \(\lambda \)</u>	報告書受理年月日	
12, 451, 809	<u> </u>	籌	12,000,000		=\frac{1}{2}	箈
12, 269, 109	<u> </u>	斯回	12,000,000		ᄪ	前回
182,700	<u> </u>	今回	0		ᄪ	今回
			0		その他の収入	
			0	件	その他の寄附	
16,950	載	雑				
0	費	休泊費				
165,750	費	食糧費				
0	費	文具費				
0	費	広告費				
0	費	印刷費				
0	費	交通費				
0	費	通信費				
0	集合会場費					
0	選挙事務所費	選				
0	費	家屋費	田			
0	典	人件費	(寄附額)	(職業)	(氏名・団体名)	
迅					主たる寄附	
	臣	≻ †			N X	_
1 第	0	+/100, 1		敬一	出納責任者氏名	
17日から	9年 8月	期 間 平成19年	自由民主党	所属党派	候補者 山崎 力 氏 名	
						1

報告分	第1回報告分		7 日	平成19年8月1	<u></u>	報告書受理年月日	報告書
1, 774, 152		#	箈	1,774,152			終計
0			計回	0			前回計
1,774,152		=======================================	今回	1,774,152			今回 計
				0		人から	その他の収入
				0	件	の寄除	その他の寄附
10,000		費	雑				
12, 220		費	休泊費				
5, 592		費	食糧費				
15,000		費	文具費				
120,000		費	広告費				
1, 472, 900		費	印刷費				
0		費	交通費				
40,000		費	通信費				
31,440	費	集合会場費	無				委員会
67,000	5所費	選挙事務所費	選	1,774,152	政党	日本共産党青森県	日本共産
98,440		費	家屋費	丑			
0		曹	人件費	(寄附額)	(職業)	(氏名・団体名)	(氏名
田							主たる寄附
		Œ	>				以大
第1回分	7	4	T)JX.		工 伸一	出納責任者氏名 溝江	出納責任
20 世 で で で で で り で り で り で り で り り り り り り	7月	, 1 1 1 1 1 1	展品	日本共産党	所属党派	高柳 博明	氏 名
			開開				候補者

第1回報告分	第1回	□ 0 ∃	平成19年8月2	Σ	報告書受理年月日
11, 226, 126	파	苶	9, 000, 000		彩
	1	野回	0		前回 計
11, 226, 126	1	今旦	9, 000, 000		今回 計
			0		その他の収入
		. = = -		华	その他の寄附
276, 484	費	雑			
566, 978	費	休泊費			
363, 170	費	食糧費			
169,079	費	文具費			
1,364,064	典	広告費			
4,650,160	費	印刷費			リの分
304, 914	費	交通費	2, 000, 000	政治団体	ひらこうアオモ
19, 742	費	通信費			支部連合会
63, 885	集合会場費		2, 000, 000	政党	民主党青森県総
1,021,650	選挙事務所費	選	5,000,000	政党	民主党
1,085,535	費	家屋費	田		
2,426,000	費	人件費	(寄附額)	(職業)	(氏名・団体名)
\exists					主たる番附
	Œ	> +			N N
・発	- 2	- 3		あゆみ	出納責任者氏名 藤田
31 1日 サ が	75 ==	展品	民主党	所属党派	映
	<u>-</u> 111	曹			企 補

委 員 会

人事委員会規則七 一九 (給料の調整額) の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十九年十二月二十六日

人事委員会規則七 一九 (給料の調整額) の一部を改正する規則

青絲県人事委員会委員長 佐 々 木 忠

人事委員会規則七 一九 (給料の調整額) の一部を次のように改正する。

この規則は、公布の日から施行する。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

別表第一小学校及び中学校の項中「第七十五条」を「第八十一条」に改める。 附